

太田川河川整備懇談会 傍聴要領

(目的)

第1条 本要領は太田川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）公開規定第4条の条項に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所(居住地の市、又は町名)および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は懇談会開始予定時刻の1時間前とする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、懇談会開始予定時刻の10分前とし、懇談会開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(懇談会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 懇談会の撮影、録画をしてはならない。
(ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。)
- ② 懇談会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成19年7月23日から施行する。